

## 大津市道路位置指定基準

### (目的)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）を行うことについて、具体的な基準を定めることにより、良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定道路 道路位置指定を受けようとする道路をいう。
- (2) 位置指定区域 指定道路及び指定道路を専ら利用する敷地を含む区域をいう。
- (3) 事業者 指定道路を築造しようとする者をいう。
- (4) 開発許可基準 「大津市開発許可制度に関する基準」をいう。

### (適用の範囲)

第3条 この基準は、市街化区域内の指定道路及び位置指定区域に適用する。なお、近接した地域で1年以内に2回以上の道路位置指定を受ける場合で、その位置指定区域の面積の合計が1,000平方メートル以上となるものは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の適用について、開発担当部局と協議を行うものとする。

### (事前審査)

第4条 事業者は、道路位置指定を受けようとする場合においては、指定道路、宅地等の計画、及び指定道路に係る公共施設の管理について、あらかじめ道路位置指定事前審査申請書（様式第1号ないし第1号の2）により市長と協議し、道路位置指定事業承認書（様式第2号）によりその承認を受けなければならない。

- 2 事業者は、前項の承認を受けた後でなければ、工事に着手してはならない。
- 3 事業者は、第1項の事業承認後に計画を変更するときは、道路位置指定事前審査変更協議書（様式第3号）を提出し、市長と再協議しなければならない。また、計画を中止する場合は道路位置指定事前審査中止届（様式第4号）を提出しなければならない。

### (関係者への説明、協議及び同意)

第5条 事業者は、事業の実施にあたり、事前に近隣住民、関係者に対して、事業者、施工者の住所氏名、連絡先、道路位置指定計画、工事の施工方法、補償対策及び公害・災害の防止計画等必要事項を説明しなければならない。

- 2 事業者は、位置指定区域内の権利者に対して事業施行の同意を得なければならない。
- 3 事業者は、指定道路を私道に接続させる場合は、私道の権利者に対し第1項に掲げる事項について説明し、協議しなければならない。
- 4 事業者は、関係権利者一覧表（様式第5号）及び、協議・説明結果報告書（様式第6号）、施行同意書（様式第7号）を事前審査申請書に添付しなければならない。

(工事着手届の提出)

第6条 事業者は、第4条により承認を受けて指定道路の工事に着手したときは、すみやかに工事着手届(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(工事の完了検査)

第7条 事業者は、指定道路に係る工事が完了したときは、工事完了届(様式第9号)を市長に提出して検査を受け、道路位置指定に関する工事の検査済証(様式第10号)の交付を受けなければならない。

(指定道路の構造等)

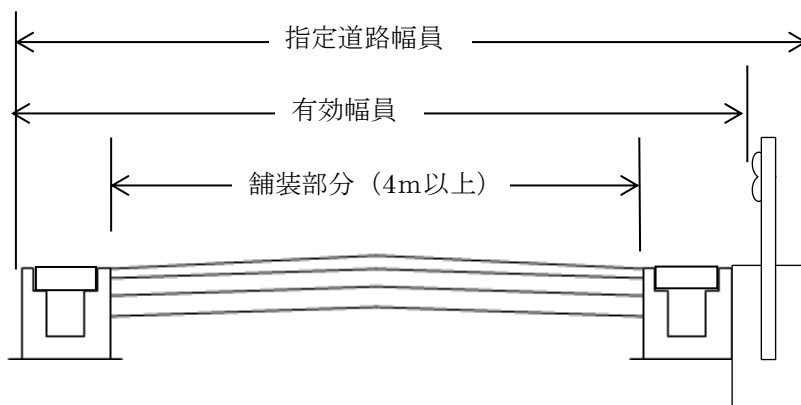
第8条 指定道路の構造は、建築基準法施行令第144条の4に規定する基準による他、次の各号に定めるところによる。なお、定めのない事項は開発許可基準を準用する。

(1) 指定道路の有効幅員は、図1に示すとおり舗装部分を4メートル以上とし、有蓋の側溝等自動車の通行可能な部分の幅を加えたものとする。ただし、次のいずれにも当てはまる場合は有効幅員を4メートル以上とすることができる。

イ) 位置指定区域の面積が1,000平方メートル以下であること。

ロ) 指定道路が、平成11年5月1日以前から沿道に建築物が建ち並ぶ通路を含むものであること。

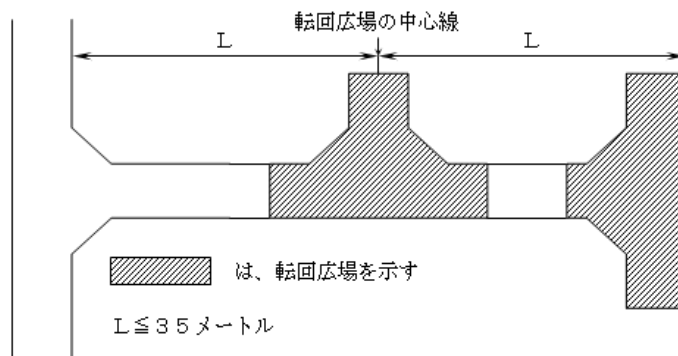
図1

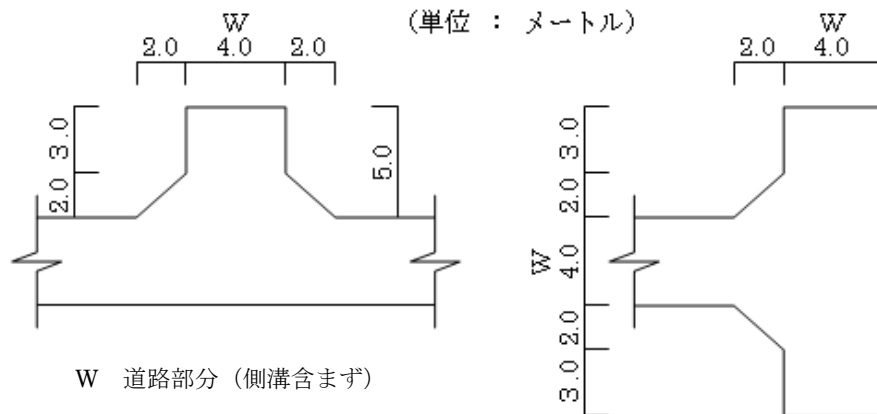


(2) 指定道路は、前号ただし書きに該当する場合を除き、概ね4m以上の幅員を有する法第42条の道路に接続すること。

(3) 転回広場の形態は、図2に示すもの又は開発許可基準の規定によるものとし、周囲には道路排水施設を設けること。

図2





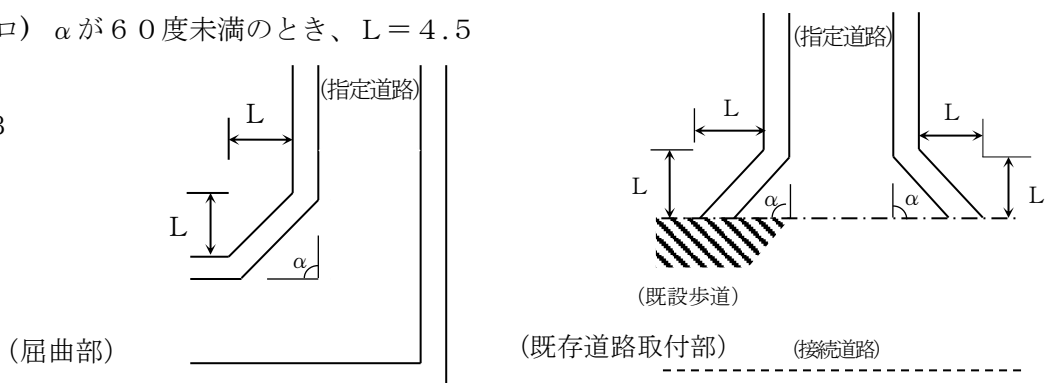
(4) すみ切りは、自動車の転回や交差する道路間の見通しのため、原則として両側に設け、すみ切りの寸法 (L) は、内角の角度 ( $\alpha$ ) により次の数値 (単位メートル) 以上とすること。

なお、 $\alpha$  が 60 度未満の場合は、自動車の転回や見通しに支障がないように計画すること。

イ)  $\alpha$  が 60 度以上 120 度未満のとき、 $L = 3$

ロ)  $\alpha$  が 60 度未満のとき、 $L = 4.5$

図 3



(5) 位置指定区域の間口が 1.3 メートル以下のときは、前項に規定する数値を減ずることができる。ただし、L は 2 メートル以上とし、自動車の転回や交差する道路間の見通しに支障がないように計画すること。

(6) 第 1 号ただし書きが適用される場合の指定道路のすみ切りの配置及び寸法等は、前二号の規定に係らず、別に協議する。

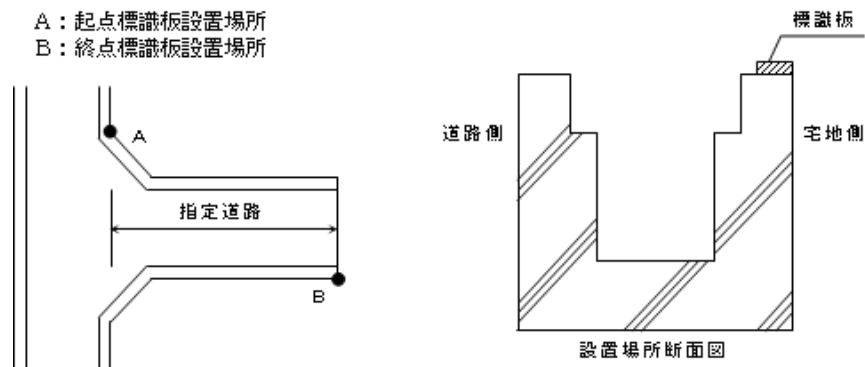
(7) 道路の路面舗装の構造は、(公社) 日本道路協会「舗装設計便覧」に準拠して決定すること。

(8) 道路の縦断勾配は、原則として 5 パーセント以下とし、特に交差点付近は 2.5 パーセント以下とすること。ただし地形上やむを得ない場合は 1.2 パーセント以下とすることを認める。なお、縦断勾配が 6 パーセントを超える場合は、滑り止め舗装を施すこ

と。

- (9) 道路の横断勾配は、原則として1.5パーセントとすること。
- (10) 指定道路には、側溝、街渠、街渠柵等必要な排水施設を、原則として道路の両側に設け、開発許可基準等に準拠して計画すること。
- (11) 側溝の流水勾配は原則として0.5パーセント以上とし、側溝及び街渠柵には原則として溝蓋を設置すること。溝蓋は10メートルに1箇所を点検用のグレーチング蓋とすること。
- (12) 道路は、コンクリート等の永久構造物で擁護すること。道路擁壁の設計に用いる載荷重は、1平方メートルあたり10キロニュートンとし、鉄筋コンクリート擁壁とする場合は複配筋とすること。
- (13) 有効幅員6メートル未満の既存の指定道路（道路法の道路であるものを除く。）に接続して新たに有効幅員6メートル未満の指定道路を築造する場合は、終端及び既存の指定道路を含み区間35メートル以内の位置又は始端に転回広場を設けること。
- (14) 指定道路が1メートル以上の高低差のある土地等に近接する場合その他市長が必要と認める場合は、道路の安全施設として、ガードレール、カーブミラー、及び市街灯等を設置すること。
- (15) 指定道路には大津市指定の道路位置指定標識板（以下「標識」という。）を図4に示す起点及び終点に設置すること。

図4



- (16) 指定道路は、原則としてその部分を分筆し地目を公衆用道路とすること。  
(公共・公益施設等)

第9条 事業者は、排水施設及び消防水利施設、上水道、ガス供給施設、ごみ収集場等の公共・公益施設を次の各号により計画し、開発許可基準に準拠して適切に配置しなければならない。

- (1) 雨水排水施設は、公共施設管理者と協議の上計画高水流量を算定し計画、施工すること。
- (2) 汚水排水施設は、公営企業管理者等と協議の上計画、施工すること。

- (3) 消防水利施設は、消防長との協議により必要に応じて設置すること。
  - (4) 市の上水道施設から給水を受け、又は都市ガス施設からガス供給を受けようとするときは、公営企業管理者と協議の上計画、施工すること。
  - (5) ごみ収集場は、市長との協議により位置指定区域内またはその周辺に設けること。
- 2 事業者は公共・公益施設等を市に管理移管する場合は、あらかじめ公共・公益施設等の管理者と協議し、その指示により管理移管の手続きを行なう。

(宅地)

第10条 宅地は、次の各号によるものとする。

- (1) 位置指定区域内の宅地の敷地面積は下表に定める数値以上とすること。

表

用途地域	建ぺい率	容積率	宅地面積	最小宅地面積
第一種低層住居専用地域	40%	60%	平均 170 m <sup>2</sup>	150 m <sup>2</sup>
	50%	80%	平均 150 m <sup>2</sup>	135 m <sup>2</sup>
第一種中高層住居専用地域	全 域		平均 103 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
第二種中高層住居専用地域				
第一種住居地域				
第二種住居地域				
準住居地域				
その他の地域				

- (2) 切土、盛土、擁壁の設置等を行なう場合は、開発許可基準、建築基準法等に準拠し安全上必要な措置を取ること。

(その他)

第11条 この基準に定めのない事項、または、この基準により難しい事項については、別に市長が定める。なお、当該事項のうち、市長が必要と認める事項については、事業者と協議して定めるものとする。

付 則

この基準は、昭和49年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

- (1) この基準は、昭和59年4月1日から施行する。

(2) この基準の施行日以前に市長と事前協議が完了した区域における道路位置指定については、なお、従前の例による。

(3) 大津市道路位置指定基準（昭和57年4月1日施行）は廃止する。

付 則

(1) この基準は、平成2年1月1日から施行する。

(2) この基準の施行日以前に市長と事前協議が完了した区域における道路位置指定については、なお、従前の例による。

(3) 大津市道路位置指定基準（昭和59年4月1日施行）は廃止する。

付 則

(1) この基準は、平成4年11月1日から施行する。

(2) この基準の施行日以前に市長と事前協議が完了した区域における道路位置指定については、なお、従前の例による。

付 則

この基準は、平成6年10月1日から施行する。

付 則

(1) この基準は、平成8年6月5日から施行する。

(2) この基準の施行日以前に市長と事前協議が完了した区域における道路位置指定については、なお、従前の例による。

付 則

(1) この基準は平成27年4月1日から施行する。

(2) この基準の施行日以前より市長と協議中の道路位置指定事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

(1) この基準は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

(2) この規準の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

(3) この規準の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。